

横浜市空き家対策総合実施計画

1 計画の実施地区の区域

横浜市全域 43,543 ha

2 基本の方針

(1) 実施地区の概要

平成 25 年住宅・土地統計調査によると、横浜市の空き家総数は 17 万 8 千戸と、住宅の 10% を占めており、うち一戸建の空き家は 28,740 戸と、一戸建の住宅の 4.7% を占め、平成 20 年～平成 25 年の 5 年間で約 30% 増加している。

(2) 実施地区の課題

管理水準が低下した空き家は周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすため、こうした空き家が発生する要因に対して、住まいの各段階に応じた対策が必要であり、今後も既存の住宅等の老朽化や、少子高齢化の進行等に伴い、空き家の増加が予想されるため、流通・活用の促進や、管理不全な空家の指導等を強化する必要がある。

(3) 実施地区の整備の方針

横浜市中で空家等対策の推進に関する特別措置法第 6 条に基づく、「第 2 期 横浜市空家等対策計画」（以下、「対策計画」）を策定し、対策計画における管理不全な空家の防止・解消について、横浜市中で指導対象となっている空家の調査、及び除却を進める。

さらに、対策計画に即して空家の流通・活用促進を目的とした補助事業をモデル実施する。

(4) 横浜市空き家対策総合実施計画の目標

令和 2～4 年	特定空家の経過観察数	1,500 戸	空家の除却数	30 戸
	空家の活用数	15 戸	空家の所有者調査数	1,500 戸

(5) 連携した協議会等の概要

名称：横浜市空家等対策協議会

代表者：横浜市長

主な構成員：横浜市、横浜市立大学、日本大学、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部横浜支部、神奈川県土地家屋調査士会、一般社団法人横浜市建築士事務所協会、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会、特定非営利活動法人横浜プランナーズネットワーク、一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会、神奈川県行政書士会、東京地方税理士会

3 空き家の活用と除却に関する事項

事業手法	施行者	事業対象	活用用途又は 跡地の活用	戸数	事業実施予 定時期
除却	横浜市	特定空家等	特定空家経過観察	1,500戸	R2.4～R5.3
	所有者等	特定空家等	除却補助	30戸	R2.4～R5.3

活用	所有者等	一戸建の空家	空き家所有者に対する活用補助	15戸	R1.6～R5.3
----	------	--------	----------------	-----	-----------

所有者特定	横浜市	不良住宅	空家所有者調査	1500戸	R2.4～R5.3
-------	-----	------	---------	-------	-----------

※調整中

実態把握	横浜市	不良住宅	情報管理システム改修	2500戸	R2.4～R5.3
------	-----	------	------------	-------	-----------

4 他の空き家対策に関する事項

(1) 他の空き家対策に関する事項

- ・空き家対策促進事業

(概要) 空家の相談体制強化のための総合案内窓口の設置

(施行者) 横浜市

(事業実施予定時期) R1.10～R5.3

(2) 空き家対策総合支援事業の補助対象以外の空き家対策に関する取組

事業概要	施行者	事業実施予定時期
空家等対策についての周知・啓発活動	横浜市	H28.2～R5.3
管理不全空家のデータベースシステム導入及び運用	横浜市	H28.2～R5.3

5 その他必要な事項

特になし